

○町長交際費公表基準

（目的）

第1条 この基準は、町長交際費（以下「交際費」という。）支出の公表を行い、透明性と信頼性を高め、公正で開かれた町政の推進を図ることを目的とする。

（公表事項）

第2条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行う。

- （1）支出日
- （2）支出内容
- （3）支出の相手方（見舞いの場合を除く。）
- （4）支出金額

（公表方法）

第3条 交際費の公表は、町ホームページへの掲載により、1月ごとに行う。

附 則

- 1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、平成25年4月1日以後の交際費の支出について適用する。

○町長交際費執行基準

(目的)

第1条 この基準は、町政の運営に必要な外部との交際のために支出する町長交際費(以下「交際費」という。)について、その支出項目、内容、支出金額及び支出対象者の範囲その他の必要な事項を定め、適正に支出することにより、公正な町政運営を確保することを目的とする。

(執行者の範囲)

第2条 町長及び副町長とする。

(支出項目、内容、支出金額及び支出対象者の範囲)

第3条 交際費の支出の項目、内容及び支出金額は別表1のとおりとし、見舞い及び弔慰の支出対象者の範囲は別表2によるものとする。

(その他)

第4条 支出金額については、地域の慣習等特別な理由により、別表1に定める金額により難しい事情がある場合には、適正な範囲内で金額を調整できるものとする。

2 この基準については、その支出内容や支出金額が常に町民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に十分配慮して執行するとともに、その適正な執行のため、支出項目、支出金額及び支出対象者の範囲について適宜必要な見直しを行うこととする。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から執行する。

別表1(支出項目、内容、及び支出金額)

支出項目	内容	支出金額
会議・行事等	各種団体が行う会議、行事のうち、意見交換を目的とする会合等で、飲食を伴う場合の支出に係る経費	会場が公共施設等の場合 5,000 円を限度とし、会場が飲食店等の場合 10,000 円を限度とする。 (会費の明示がある場合はその金額。)
慶祝	祝賀会、記念式典等で飲食を伴う場合の支出に係る経費	10,000 円を限度とする。
	当選祝い(町政運営上必要と認められる、国会議員、県会議員及び首長等)に係る経費	相当額
賛助・協賛	各種団体の活動が公共的、公益的なものであり、趣旨・目的に賛同できるものに対する支出に係る経費	10,000 円を限度とする。
見舞い	病傷により入院を要する者に対する見舞金支出に係る経費であり、対象者は別表2のとおりとする。	10,000 円を限度とする。
弔慰	香典の支出に係る経費であり、対象者は別表2のとおりとする。	10,000 円を限度とする。
<p>その他、町政運営上、町長が特に必要と認めた場合の支出に係る経費について相当額とする。</p>		

別表2(見舞い及び弔慰の支出対象者の範囲)

国会議員、知事、県議会議員、市町村長、市町村議会議員
各種行政委員等(非常勤特別職)
各種団体役員(会長、副会長等)
町職員
その他(上記以外で特に町長が必要と認める者)

* 対象は、見舞いは本人とし、弔慰は本人、配偶者、父母、子 及び同居の親族とする。